

申告日程

期日	指定地域	会場
2月13日(月)	・収入のない方	市コミセン 多目的ホール
2月14日(火)	・障害年金を受給されている方	
2月15日(水)	・遺族年金を受給されている方	
2月16日(木)	大町、東大町、日の出町	
2月17日(金)	錦町、本町	
2月19日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月20日(月)	泉町、美園町	
2月21日(火)	豊栄町	
2月22日(水)	宮下町	
2月23日(木)	桜木町、豊丘町、字豊里	
2月24日(金)	住友地区全域 赤間1・2・3区	
2月27日(月)	幌岡町、共和町、住吉町	
2月28日(火)	昭和町、幸町	
2月29日(水)	若木町東、若木町西	
3月1日(木)	若木町南、若木町北	東公民館(茂尻支所) ※市役所での受付はできません
3月2日(金)	東文京町、西豊里町、東豊里町	
3月4日(日)	市内全域 ※日曜受付	
3月5日(月)	平岸新光町、平岸西町、 平岸桂町、平岸東町	
3月6日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	
3月7日(水)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	市コミセン 多目的ホール
3月8日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、 茂尻新町、茂尻栄町	
3月9日(金)	茂尻中央町、茂尻本町、 百戸町、エルム町	
3月12日(月)	西文京町、北文京町	市内全域
3月13日(火)		
3月14日(水)		
3月15日(木)		

※新たに青色申告をご希望の個人事業主の方は、事前に商工会議所にお問合せください。☎32-2246

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！

申告書の作成にあたっては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書が作成できます。また、作成されたデータは、印刷して郵送による提出を行うほか、e-Taxを利用した提出も可能です。

※詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

皆さんの申告をお手伝いします

●問合せ・ご相談 税務課市税係 ☎32-2219

確定

申告

確定

申告

平成23年分

相談

今年も確定申告が迫ってまいりました。
申告日程等をお知らせしますので、受付時間、持参するもの等、各注意点をよくご確認のうえ、ご申告ください。

確定申告はお早めに！

注意

申告は期間内に済ませてください。

(期間を過ぎますと加算金及び延滞税がかかることがあります。)

受付時間

■午前の部：8時30分～11時30分

■午後の部：13時～16時

注 8時30分前及び11時30分～13時の時間帯は受付できませんので、ご了承ください。

指定地域

■混雑をさけるため、左記の表によりなるべく指定する期日にご申告ください。

■東公民館での相談日【3月4日(日)～9日(金)】は、市役所での受付はできません。

日曜受付

■期　　日：2月19日(日)(市コミセン多目的ホール)
3月4日(日)(東公民館)

■受付時間：上記受付時間と同様

申告にあたってのお願い

▼例年、混雑により待ち時間が長くなると予想されます。そのため不動産譲渡所得(土地、建物の売買)、配当所得(外貨等)、株式譲渡所得(株式の取引)の方は、直接滝川税務署にて申告をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

▼確定申告会場内でのコピーは行いません。申告時に必要とされる添付書類(源泉徴収票・領収書など)は、事前にコピー等されてから申告されますようご協力をお願いします。

申告に持参するもの

▼印鑑(所得税の納税で口座振替を希望する場合は、その印鑑)

▼給与、年金報酬のある方は平成23年中の収入を示す資料(源泉徴収票等)

▼営業、不動産貸付の収入がある方は、売上げ及び必要経費に関する資料

▼平成23年中に支払った社会保険料(国民年金保険料、生命・損害保険料・介護保険料の領収書又は領収書、医療費、国民健康保険税・後期高齢者(長寿)医療保険料・介護保険料の控除証明書)

▼障がい手帳(身体・療育・精神)

▼預貯金口座番号のわかるメモ等

寄附金控除のお知らせ

■あかびらガンバレ応援寄附金などの「ふるさと納税」が対象になります。

※寄附した際の領収書等が必要です。詳しくは、赤平市ホームページへ <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/index.php>

ふるさと納税とは

ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県や市区町村)への寄附のことで、個人が2千円を超える寄附を行ったときに、所得税及び個人の道・市民税から控除ができる制度です。

● ● ● 東日本大震災義援金の取扱いについて ● ● ●

東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等への募金団体に2千円を超える寄附をしたもので、最終的に被災地方自治体や義援金配分委員会等に拠出されるものについても、寄附金控除の対象となります。

※いずれも手続きには都道府県や市区町村、義援金の募金団体等が発行する領収書が必要です。

医療費控除の申告をしましょう

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費がある時は、下記の算式により計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには、必ず確定申告をしなければなりません。(会社等で行う年末調整ではできません)

$$\text{その年に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} = A = \begin{cases} 10万円または所得の5\% \\ (\text{どちらか少ない方}) \end{cases} = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高}200\text{万円})$$

医療費控除の申告に必要な書類

■医療費を支払った領収書

領収書は、受診された方ごとに、且つ支払い先ごとに分けて計算し合計額を明確にしてください。

■通院費がわかるメモ等

対象となるのは、公共の交通機関のみで、通院費、片道料金等を整理した上でご相談ください。(ただし、医師の指示によりタクシー等を利用した場合は領収書をご持参ください)

■特定保健指導に係る領収書等(該当者のみ)

- ・特定保健指導を実施された機関から発行される領収書(自己負担分のみ)
- ・当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書(自己負担分のみ)
- ・当該特定保健指導に係る証明書等

申告をしなければならない方

▶営業、農業を営んでいる方

▶年金、恩給等を受けている方

(各種年金、各種恩給が該当します。)

▶配当、地代、家賃、報酬(外交)、雑所得、一時所得などがある方

▶平成23年中の給与の収入金額が2千万円を超える方

▶給与所得者で平成23年12月31日までに退職した方や、2カ所以上で勤務された方で、年末調整ができなかった方。また地代や家賃などの所得のある方は、少額であっても申告をしなければなりません。

▶所得がない方でも国民健康保険、後期高齢者(長寿)医療保険に加入されている方

▶65歳以上の方

(介護保険料算定のため必要です)

▶児童扶養手当を受給されている方

▶重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方

※税務署に所得税の確定申告書を提出した方は、道・市民税等の申告の必要はありません。

● 注意事項

(次の費用は医療費になりません)

■医師等に対する謝礼

■健康診断、美容整形の費用

■疾病予防、健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費

■親族等に支払う療養上の世話の費用

■治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費

■通院のための自家用車のガソリン代、分べん等のための帰省に係る交通費

● 特定保健指導とは?

特定健康診査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧や高血糖等のリスクがある方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る)です。